

意見公募実施結果

「岸和田市人権尊重のまちづくり条例」にご意見をいただきました。

去る平成 18 年 2 月 15 日から平成 18 年 3 月 17 日まで「岸和田市人権尊重のまちづくり条例」に対し意見を公募したところ、2 名の方から 5 件のご意見が寄せられました。

意見公募結果として、意見の概要と市の考え方を公表します。

問合せ先 〒596-8510
岸和田市岸城町 7-1
市民生活部人権推進課人権推進担当
電話 23-9562 (直通)
FAX 23-2496

「人権尊重のまちづくり条例」に対する意見公募まとめ

番号	意見の概要	意見の数	市の考え方
1	以前「女性問題市民懇話会」の委員に選ばれ、女性問題という名前に憤りを感じた。女性に何か問題があるのでしょうか。これこそ女性の人権を無視していると思う。「男女共同参画社会に向けての市民懇話会」にすべきではないか。	1	<p>「女性問題」という言葉は、女性に対する差別問題という意味で使用されてきた言葉ですが、ご指摘のとおり女性に問題がある、また女性だけの問題と矮小化されて受け取られる恐れがありますので18年度から変更する予定です。</p> <p>新しい名称は、4月に決定しますが“女性問題”に替えて“男女平等”という言葉を入れるようにしたいと考えています。</p>
2	市はもっと多くの市民に男女平等の意識づくり、男女の自立を支援する環境づくり、男女共同参画のシステムづくりを理解してもらわなければならない。その方法として、年に数回男女共同参画社会に向けての市の取り組みを知らせる新聞の全戸配布、女性センターの市民サロンの役割等、検討すべきである。	1	<p>「女性プラン」の推進状況と実施計画や「女性フォーラム」の開催状況を市ホームページで公開しています。また「広報きしわだ」に男女平等に関するアンケート調査結果を掲載しました。</p> <p>女性センターの講座・相談・図書の貸し出し、情報提供等も、市のホームページと広報でお知らせし、また市民の自主的な活動の拠点として多くの方々にご利用いただいております。</p> <p>しかしながら、市民への周知について一層の努力が必要ですので、今後も広報の紙面の活用や女性センターでの市民の交流事業の充実などに努力いたします。</p>
3	人権侵害が発生したときの相談窓口は人権推進課だと思いますが、担当者の判断により「人権侵害がない」と判断された場合、相談者の立場から「人権尊重のまちづくり条例」とは何かということになる。私案として、受付窓口は客観的に対応するために「民間の第三者」が同席できれば良いと思う。	1	<p>人権相談は、人権推進課の人権相談員の他に人権擁護委員による相談窓口があります。相談を受けるに際しては、相談者のプライバシーや個人情報保護の重要性を認識し、人権を十分に尊重した対応を心がけています。</p>

4	<p>「市は、市民、事業者、関係行政機関、関係団体等と連携を図りながら、人権に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。」とあるが、これは努力目標であると感じる。</p>	1	<p>人権尊重のまちづくりを推進していくうえで、市民、事業者をはじめ、広範な関係機関、団体等と連携を図りながら、人権施策の推進に努めていこうとするものです。</p>
5	<p>「人権尊重のまちづくり審議会」の委員の選定は、学識経験者だけでなく、特に「人格者」であることを願う。</p>	1	<p>様々な人権問題に取り組み、識見を有する人に委嘱する予定です。</p>